

## 厚岸町議会 平成24年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

平成24年6月19日

午後4時13分開会

- 臨時委員長（中川委員） ただいまから、平成24年度各会計補正予算審査特別委員会を開会します。

本日は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の私が、委員長が互選されるまで委員長の職務を行います。

これより、本委員会の委員長の互選についてお諮りいたします。

6番、堀委員。

- 堀委員 中川委員長に引き続き務めていただきたいと思います。

- 臨時委員長（中川委員） ただいま堀委員のほうから、私が委員長にとの声がありますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 臨時委員長（中川委員） 異議なしと認めます。

よって、私が委員長に互選されました。

委員会を進めてまいります。

副委員長の互選について、お諮りいたします。

6番、堀委員。

- 堀委員 委員長より指名して、決していただきたいと思います。

- 委員長（中川委員） ただいま堀委員のほうから委員長指名の声がありますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（中川委員） 異議なしと認めます。

それでは、委員長において、副委員長には大野委員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（中川委員） 異議なしと認めます。

よって、副委員長には大野委員が互選されました。

それでは、早速審査を進めてまいります。

議案第51号 平成24年度厚岸町一般会計補正予算から進めてまいります。

第1条の歳入歳出予算の補正、7ページをお開き願います。

款、項、目により審査を進めてまいります。

9ページをお開き願います。

歳入から進めます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金。

10番。

- 谷口委員 ここでお尋ねいたしますけれど、私たちに配付されているんですが、矢臼別演習場関係機関連絡会議というところで要請書を出して、それについて回答をいただいているということで、5の2について、平成24年度の矢臼別演習場に係る特定防衛施設周辺整備調整交付金については、先般、1次分の交付を通知したところであるが、2次分については訓練状況を踏まえ、早期に交付できるように努力してまいりたいということではありますが、今回補正予算に組み込まれたのは、先ほどの話では、当初は中隊規模とってたかな。今回、大隊規模で訓練が行われるということで、このような追加補正をしたんだというような説明であったように私は聞いたんですが、それでよろしいのでしょうか。

- 委員長（中川委員） 税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） 調整交付金の計上でございますが、当初予算につきましては、普通交付の部分、これはある程度、1次、2次ということで、交付が見込める部分、かたい部分という表現をさせていただきますが、そういった形で計上させていただいております。

それと、いわゆるSACO分の計上でございますが、これは、通常の組み方では、どのような、例えば中隊なのか大隊なのか、実施するののかということもわからない中で当初予算を計上しなければなりませんから、この場合は、訓練がなくても交付されるという形の中で、5,520万円分を今回当初予算で計上しておりました。

ですから、今回は、補正予算につきましては、それが大隊規模ということで、もう既に演習場に入っておられますので、この部分はもう、約束の中での交付額が見込めますので、その差額分を計上させていただいたという形になってございます。

- 委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

- 谷口委員 それで、2次分については、訓練の状況を踏まえて早期に交付できるようにするというふうに書いていますよね。それとどういうふうに読み分ければいいんですか。今の課長の話とでは、私ちょっと、理解ができなくなってくるんですけど。

それと、ちょっと待ってください。訓練についてちょっと、質問できるところがないものですから、1回だけ質問させてください。

いろいろ要請しましたけれど、今回もまた、野火というか、発生しているんです。それで、町長も訓練のときは参加されておりまして、説明を受けているんですけど、隊員のたばこの不始末だというような説明であったんですが、私はとっても、そんなの信じられるような感想を持たないんですが、ブリーフィングの段階では、もうきちんと草も刈ってあるし、そういうものは全部やられているので安心してくださということとをさんざん言っていたのに、ああいう野火を発生させるということに対しては、やはり着弾の失敗があったのかなということ、どういう大砲の弾を使っているのか私はわかりませんが、そういう問題もやはり考えられるというふうに思うのと、同時にやはり、安全の問題で言えば、私たち厚岸町が着弾地ですよ。そして、それに連なって、パイロットフォレスト、あるいは農村が続いているわけですから、そのあたりについてはやはり、きちんと対応をしていただかないと困るのではないのかなというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

●委員長（中川委員） 町長。

●町長（若狭町長） まず、2点の質問がございましたが、1点目の質問の、SACOの交付金の55%の件ですが、実は当初予算に予算を組むべきことは、本年はこの程度の規模の訓練をいたします。そのために交付金は幾らになりますということが、かつての、19年前の話だったんです。ところが、ご承知のとおり、平成18年、平成21年、訓練するといつて訓練しなかったんです。そうすると、防衛省としては、訓練しなかったので交付金はゼロですよというお話に相なりまして、我々5施設の関係者が猛烈に反対をいたしました。やはり予算に影響あることであります。

そういうことで、矢臼別においても、近年で言いますと平成21年、訓練するといつて中止をしたという中で、いろいろと防衛省と関係機関との話し合いで、やる、やらない、やるといつて通知した場合は、やらなくても55%は交付いたしますということでございますので、今回も、規模においては大隊規模ですが、通知を受けまして、仮に中止した場合にはどうなるかということになると大変なことになりますので、当初予算においては約束どおりの55%を組んだということでございますので、この点をご理解をいただきたいと思っております。

さらに、今回の野火の関係であります。まことに遺憾に思っております。2010年、5回の訓練中の野火が発生をいたしましたわけでありまして。今回の訓練に当たりまして、副知事を会長とする関連、標茶、浜中、別海、厚岸、連絡協議会で強くそのことを、規律の保持の中で要請をさせていただいたわけでありまして。しかしながら、結果的に野火が発生をしたと。しかも、訓練ではありませんけれども、不心得者の隊員によって野火が発生をしたということでもありますので、このことについても、さきに北海道知事が、北海道防衛局を通じて強く抗議をいたしましたところであります。

私といたしましても、隊員の喫煙による野火といえども、このような自体が発生したことはまことに遺憾であると。地域住民が不安を感じることはないよう再発の防止を徹

底していただきたい、そのように強く要請をいたしているところでございます。

●委員長（中川委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 町長の答弁につけ加えさせていただきますが、ご質問者が言われた1次分、2次分という表現の関係でございますが、これにつきましては、S A C O分を指しているということが確認できました。

お手元にあるのは、矢臼別演習場関係機関連絡会議というところが北海道防衛局長に対して、ことしの5月に要望書を出したという内容に対する回答を先ほどご質問者がおっしゃられたということでございまして、先般、1次分の交付を通知したところであるがと、この1次分というのは、括弧書きで中隊規模の55%という表現をされてございます。その通知自体は、4月25日付で文書が発せられてございます。

通知というのは、交付金の決定の通知でございますが、これを受けないと、実は、これこれの事業にこの交付金を充てて行いたいという申請行為ができない仕組みになってございますので、それで、要望は、残りの部分を速やかに、この通知をいただきたいと、そういうことで、今般、6月補正にその差額分7,224万円計上させていただきましたが、これで補正予算の議決を受けて、さらに、この決定通知が厚岸町に到達したら速やかに執行に入れるという関係にございますので、この通知を速やかに出していただきたいというお願いの回答であるということでございます。

●委員長（中川委員） ほかにありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、続けて参ります。

6目土木費国庫補助金。

3項委託金、2目民生費委託金。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金。

2項道補助金、2目民生費道補助金。

3項委託金、1目総務費委託金。

7目教育費委託金。

6番、堀委員。

●堀委員 防災キャンプ推進事業、これが北海道のほうから全額委託金というふうになっているんですけれども、どのような趣旨でやられているのか。余りにもタイムリーなものですから、ちょっと私も失念しているんですけれども、これが、今まであって、ことしもやるものなのか、それとも、ことしから新規でやるものなのか、そこら辺も説明していただきたいと思うんですけれども。

●委員長（中川委員） 生涯学習課長。

- 生涯学習課長（桂川課長） この事業は、文科省と道教委が委託を結んで、基本的に行う事業です。北海道が行う事業の中で、市町村に実践をしてもらおうということで、北海道では胆振管内壮瞥町と厚岸町が手を挙げたという形になります。

趣旨につきましては、先ほど税財政課長のほうもお話ししておりましたけども、巨大地震を想定した、そして津波も想定した、避難対応や地域における過去の災害について学ぶというようなことを主眼にして、炊き出し体験や非常時の食体験なども避難所を通して体験活動をするという内容になっております。

それで、この事業は新規な事業なんですけども、そういう形で、基本的に、単独事業であれば当初予算から計上するものでありますが、国の平成24年度事業の中での事業なものですから補正計上になったということでもあります。

なお、ことし新規事業ですので、今後については、この事業が、また補助がつく、あるいは町が単独でやるのかということについてはまだ、今のところは考えておりません。

- 委員長（中川委員） ほかにありませんか。

（な し）

- 委員長（中川委員） なければ、進みます。

18款、1項寄附金、5目農林水産業費寄附金。

19款繰入金、1項基金繰入金、4目まちおこし基金繰入金。

20款、1項、1目繰越金。

9番。

- 南谷委員 20款、1項、1目繰越金でお尋ねをさせていただきます。

2,289万円。現時点では、繰越額というのは我々にはまだ公開されておられません。そうした中で、今回、補正の部分が大体1億4,800万円で、国庫支出金や道支出金、寄附金、繰入金など、そして差額を町債でということで1億4,800万円、さらには2,289万円という財源補填をなさっておられる。

私にしますと、私の頭の中では現時点で繰越金の全体像というのが見えていない中で2,200万円補正計上されている。これがなければ町債か何かで手当てしなければならないのでしょから、もし可能であれば繰入金なり繰越金で処理をされるのが望ましいと私は思います。ですけれども、そうすると、ここで繰越金を計上されているということは、平成23年度の決算で、ある程度繰り越しが可能であったという判断をしてよろしいんでしょうか、いかがでしょうか。

- 委員長（中川委員） 税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） 今般、前年度繰越金を2,289万円計上させていただきました。当初予算の計上は500万円でございますから、合わせて2,789万円に相なるという数字で

ございます。

ご質問者は、この繰越金を計上すべき実際の繰越金の額はどの程度なのか、この程度は計上できる数字が確保できているのかという趣旨も込められているのかなというふうに思います。

現在、出納整理期間、5月31日で閉鎖いたしまして、会計管理者のほうで今は決算書の調整中でございます。その後、監査委員の監査にも付した中で全体の決算額が確定し、この繰越額の確定も見て、数字上はです。その後は議会に提出して承認をいただくという手続を経るところではございますが、現在の調整の中では、これははっきりした数字は申し上げられませんが、約5億5,000万円ほどの差し引き剰余金が出る見込みであるという根拠をもって、今回計上させていただきました。

ちなみに、前年度は、端数は省略させていただきますが、4億7,300万円でしたので、今年度、平成23年度につきましては、5億5,000万円ほどの剰余が出る見込みを根拠ともちまして、今回計上させていただいたところでございます。

●委員長（中川委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 5億5,000万円がそのまま繰越金というふうにはならないと私なりに理解をさせていただいているんですけども、そうすると、前年度並みの、ある程度の決算を迎えることができたというふうに理解をしてよろしいですね。

●委員長（中川委員） 答弁、いりますか。  
税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ご質問者おっしゃられるように、私どももそのように感じております。若干ではございますが、前年度よりも剰余額を増やすことができたという状況に相なるところでございます。

●委員長（中川委員） ここで、ほかにありませんか。繰越金。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、進みます。

21款諸収入、6項雑入、3目雑入。

22款、1項町債、6目土木債。ありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） 以上で、歳入を終わります。

歳出に入ります。

11ページでございます。

1 款、1 項、1 目議会費。

2 款総務費、1 項総務管理費、4 目情報化推進費。

10 目企画費。

12 番。

●室崎委員　ここで何点かお聞きいたします。

まず1点目は、クラレンス訪問の件でございますが、昨年、ああいう大災害があって、招待を受けたけど行けなかったということで、今回、1年遅れで実現するという事でお話を承りました。

それで、資料としていろんなものを出していただきましたので、ちょっとその点でもお聞きしたいんですが、クラレンス市との姉妹都市の提携というのは昭和57年にあったわけですね。この資料によると、きっかけというのが、史実が書かれているわけですけども、その史実がわからなければ、きっかけにはならないわけですね。

これは、たしか国泰寺に残る日鑑記なんかにはユニオンジャックが書かれているので、イギリスの船だというふうに長いこと思われていたと。それが実は大英帝国の一員であるオーストラリアの船であったので、ユニオンジャックが掲げられていたというような話は、大分前にお聞きした記憶がございます。

それで、まず、その発端というのが、イギリスではなくてオーストラリアだというふうにきちんとわかったというのはどういうことだったんでしょうか。そのあたりはもう既に定かではありませんか。

●委員長（中川委員）　副町長。

●副町長（大沼副町長）　昭和57年2月に姉妹都市の提携を、当時の町長がオーストラリアに出向いて、向こうで調印式を迎えられています。

それに至った経緯ではありますが、当時の町長が、当時はまだ厚岸町開基100年だったと思いますが、これを記念して特別な行事ができないかというようなことがあって、当時の元厚岸高校の校長先生だった石井先生に依頼をして、北海道の文書館で末広沖の遭難事件を調べてほしいという話をいたしまして、石井先生が文書館に出向きまして、資料を集めてきてというのがそもそもの発端というふうに記憶しています。

その後、遠藤雅子さんという作家、この方がオーストラリアのホバートという町に日本から嫁いだ知り合いがおりまして、その方がホバート市長、プレイスターという市長の奥さん、フミコさんというふうに記憶していますが、その方を通じてイギリス船籍の捕鯨船にかかわる調査をしていただいたと。ずっとたどっていきましたら、イギリス船籍ではあるけれども捕鯨の出航港がオーストラリアのタスマニア州ホバート市からであったと。ところが、ホバート市は当時、もう既に静岡県の焼津市と姉妹都市を結んでおいて、そういう関係から、橋1本でつながっているクラレンス市を当時のプレイスター市長に紹介をいただいて、同じような形態をしている町なのでということで姉妹都市の提携に至ったというふうに記憶しております。

●委員長（中川委員） 12番。

●室崎委員 さすが大沼副町長、全部お見事に答えていただいて、私も今聞きながら、そうだそうだ、そんな話を聞いたっけと思い出しました。

それで、今、名前が出てきていた文筆家で、遠藤雅子という方がいらっしやって、この方がオーストラリアの古文書館か何か、そういうところできちんとした資料を見つけ出したと。それで、「謎の異国船」か、何かそういう、ドキュメンタリーですよ。そういう本を出版することになる。これが非常に話題を呼びましたね。この方が確か、厚岸のこの地域における、そういうオーストラリア船なり、国船なり、そういうもので、この本ともう1冊書いているはずですが、あったという話を聞いております。私もおぼろげに聞いていたんですが、今のお話を聞いて、そうだそうだ、そういうことだったなというふうに思いまして、これがクラレンスとの姉妹都市を提携する非常に大きな原動力になったというふうに当時も聞いておりました。

それで、この遠藤さんという方、これは厚岸町にとっては、いわば水を飲むときに井戸を掘った人のことを忘れてはならないという言葉があるそうですが、まさにその井戸を掘った人なんですけれども、現在、例えば厚岸町で町制施行百何年とか、そういうようなときに、この遠藤という方が来賓として来ていたというような話も余り聞いたことがないんですけれども、現在、年賀状のやりとり程度はきちんとしているんでしょうか。

●委員長（中川委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 年賀状でありますけど、厚岸町は数年前から虚礼廃止ということで、年賀状はすべて廃止をさせていただいております。

遠藤さんとは、今、直接的な交流といいますか、それはございません。

●委員長（中川委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 別に年賀状を出せという意味じゃないんですよ。そうじゃなくて、やっぱり厚岸町で、姉妹都市としてクラレンスといろいろな交流事業を行ったり、いろんなことをやっていますよね。そのときに、やはり、今日このようなことができるようになった、いわば恩人と言っていいと思うんですが、そういう方が、この人1人ではないとは思いますが、そういう人たちに対してやはり、現在こういうことをしておりますと、その節はお世話になりましたというような、これは虚礼ではないと思います。こちらの意を尽くす必要はあるのではないかと。断られれば別ですよ。ですけれども、そうでない限り、やはり、そういうこともきちんと考えていく必要があるのではないかと。

先日、厚生文教常任委員会で町内のいろいろな施設の視察がありまして、そのときに、海事記念館にも寄せていただきました。そのとき、あそこには、何とかという、いわゆる肋骨だけになったような船の残骸が飾ってありますよね、イーモント号の資料なんか。その場でもって担当の方に、遠藤という方のことをひよっと思い出したものですかから聞いたら、全く不得要領な返事でありました。そういうことではね、やはりいけない



と思いますよ。これ、誰かがそういうことの、縁のある人、あるいは興味のある人が尋ねてきて、海事記念館に来て、イーモント号の写真や、そういうもろもろを見て聞いたときに、担当者が不得要領では、この町は一体どういうことなのというふうに思われるのではないかというふうに思いましたので、この点についてどのようなお考えなのかをお聞きしたい。

●委員長（中川委員） 副町長。

- 副町長（大沼副町長） 謎の異国船という本を執筆されて、そのときに、当時の町長、それから担当者、どういう交流があったというのは、「謎の異国船」の後段のほうで詳しく記されております。この方は、その後、今お話があったように、多数の本も、今もお執筆をされておられる方でありまして。それから、その後、「Mの悲劇」というテレビドラマがございました。これも遠藤先生の台本によるものでございまして、末広のある方の所有する別荘をお借りをして、そこでテレビドラマの撮影が行われたということがございます。その後、「シドニーの午後」という本も執筆されておりますし、「Yの悲劇」ですとか「Wの悲劇」ですとかという悲劇シリーズが今もずっと続いておられる方で、大変お忙しい方というふうに伺っております。

一昨年か昨年だったと思いますが、元焼津市の、プレイスターさんの奥さん、フミコさんという方が日本に来られる機会がございました。そのときにも……（発言する者あり）ちょっと私、ごっちゃになっていました。訂正させていただきます。夏樹静子さんという方で、済みません、ちょっと頭がごっちゃになっていました。焼津の、元市長の奥さんが、日本に来られる機会がありまして、ある日本の団体から表彰を受けると。そのときに、厚岸町からもどなたか参加いただけないかということで打診があったんですけど、確か議会か何かの関係で伺うことができないということで、町長名をもって祝電を寄せさせていただきます。そのときにも、若干、私ちょっと、57年当時、総務課だったものですから、そのときのいきさつを、カー・ミエコさんという、クラレンスに滞在中の、この方も同郷の広島の方だったと思いますが、その方を通じて遠藤先生の状況やなんかもお聞きをして、意を伝える機会や手紙でも出したいという話をさせていただきましたけれども、いやいや、「謎の異国船」を執筆するときに厚岸町から多大な協力をいただいたと。おかげでその執筆が完成して、イーモント号の船長のひ孫さんかお孫さんともお会いをする機会も得たとか何とかという話を当時されておりました。

そういう、当時やりとりは若干させていただきますけれども、大変忙しい状況なので、ご遠慮申し上げたいという話がございまして、それ以降、厚岸町から特別なアクションは起こしていないという状況でございます。

●委員長（中川委員） 12番、室崎委員。

- 室崎委員 悲劇シリーズは夏樹何とかという人でしたですね。何か2人の人が一緒になっていたようですが、それはご愛敬としても、いずれにしても、厚岸町としてはやはり忘れてはならない人だというふうに思いますので、副町長は非常に明確に覚えてらっ

しゃるけれども、ほかの説明をしなければならぬ立場にある職員は、何かよくわかんないみたいな雰囲気もありましたので、そのあたりについてはきちんとしていただきたいなと思います。

それで、次に参ります。

まちおこし補助金なんですが、今回100万円の補正がついておりますが、これは花火大会のものであるという話でした。

それで、まちおこし補助金については、各団体がこういうことをやりたいんだということで申請を出すわけですね。そして、その申請によって受理されて、交付が決まって、それからその事業が行われるということになりますよね。

これは、ことは、その申請というのは現在まで何件ぐらいあったんでしょうか。今回はっきり出ているのはこれだけなんですけども、例えば、ほかに10件あって、それは趣旨に合わないから棄却になったと、あるいは却下になったということなのかどうか、そのあたりについて、内容をご説明いただきたい。

●委員長（中川委員） 本会議開会のため、休憩いたします。

午後 4 時53分休憩

午後 4 時54分再開

●委員長（中川委員） 委員会を再開します。

12番、室崎委員の答弁から入ります。

まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをいたします。

まちおこし補助金につきましては、これは、本年第1回定例会の中でもいろいろご意見もいただいたところをございまして、厚岸町としても、昨年の利用実績がなかったことを踏まえて、いろんな形でPRをさせていただきたいということで、広報誌、あるいはIP端末等を使いながら、そして報道機関の協力もいただいて呼びかけていたところをございます。

実際には、申請が現時点で上がっているのは、本補正予算で上げさせてもらった1件でございます。ただし、実は広報誌等でも記載させていただいたんですけれども、対象になる、ならない関係なく、何かこういうことをやりたいというときにはご相談をしてくださいということで呼びかけもさせていただいております。そういう中では、相談という形で、まだ正式に上がってきませんけれども、1件の相談がある状況でございます。

●委員長（中川委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 わかりました。そうすると、現在のところ、申請としてはこれだけであると

ということですね。わかりました。

その次に、その下にコミュニティ地域振興助成事業というのがあるんですが、申しわけないんですが、先ほど財源のことも予算説明であったんですが、ちょっと聞き漏らしたんですけれども、ちょっと財源について、もう一度説明をしてくださいませんか。

●委員長（中川委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えいたします。

この事業は、財団法人自治総合センターの事業でございますが、実はこの団体は、宝くじの普及広報事業の一環で行っている事業でございます。

実は、税財政課長からの説明の中にもありましたけれども、厚岸にあります厚岸三五四釧路会、こちらのほうで夏まつり等で活動をしている団体でございますけれども、こちらのほうから太鼓等を整備をしたいということで、ぜひこのコミュニティ助成事業、これは大変厳しいハードルのあるものでございますけれども、こちらのほうの要望をしていただきたいという要請が来てございました。

これは、制度上、各市町村を経由して申請という形になっているものですから、こちらのほうの意向を踏まえながら状況をお聞きして、実は全体の太鼓購入、あるいは太鼓ケースを含めまして267万3,000円ほどの事業費を想定してございますが、それに上限である250万円、これが交付決定をいただいたということで、この交付に当たりましては、間接補助的な部分で、厚岸町を経由して交付されるというものですから、今回ここで補正計上させていただいたという内容のものでございます。

●委員長（中川委員） ここで、ほかにありませんか。

9番、南谷委員。

●南谷委員 10目企画費、国際交流337万2,000円でお尋ねをさせていただきます。

クラレンスの交流事業でございますけれども、私は、町長が先頭になって、この交流事業をするべきだという思いでお尋ねをさせていただくんですが、交流は、私は必要であるし、いろんな面で議論もあるかもしれないけど、ぜひしっかりと交流を深めていただきたいと存じますが、昨年度、3.11の後、震災の後に、延期して、ことしに決行されるという背景というんですか、町のなかではやはり、まだまだダメージも大きいし、この時期にこの事業を推進するという部分ではいかがかなという意見もあろうかと私は思います。

また、旅費についても、町長、私は全額出してやるべきだと思うんですけれども、いや、半分ぐらいは我慢してもらってもという声もあろうかと思えます。この辺のお考えについて、私自身は、ぜひこの予算を評価して、むしろ10人という人数ではなくて、もっと多くの人数で広く町民に公募をすべきではないかというところをえ方をしているんですけれども、見解を伺いたいと存じます。

●委員長（中川委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） このたびの30周年を記念してということで、これは、本年、昨年度、2年にわたっての町政執行方針の中でも、町長のほうの方針として掲げさせていただいた事項でございます。

そもそもは、平成22年に、クラレンス、当時の市長を初めとして市議会議員の方々から厚岸町のほうに訪れて、ぜひ翌年は、姉妹都市を提携してからの30周年になるのだと。ぜひ有意義な交流を図るという意味も含めて、節目でありますので、ぜひ厚岸町のほうからお越しいただきたいという要請を、来られている期間中何度も受けたところでございます。そういった意味で、昨年訪問を計画してございましたけれども、委員言われたような形で、震災の影響もあるということでは見合わせていたところでございます。

再度、昨年も、ぜひ姉妹都市30周年なわけだから、厚岸町のほうがオーストラリアのほうに来られないのであれば、再度私たちが行ってもという話まであったところでございますけれども、そう来られても、受け入れるような厚岸町の状況でもないということで見送っていたところであり、さらには、先日でございますけれども、総務省のほうからも連絡がございました。オーストラリアのメルボルンのほうにいる日本の総領事、こちらのほうと、今、市長が替わりまして、ダグ・チャップマンという市長になってございますけれども、会う機会があったと。その際にも、厚岸町に対して、30周年の節目なので、ぜひ来ていただきたいと要請をしているんだけど、厚岸町の状況がわかったら教えてくださいというような話までありまして、厚岸町のほうにも問い合わせも来たところでございます。

補正予算のほうの提案の内容も固まった状況だったものですから、一応6月議会のほうに補正予算を計上させていただいて、訪問を考えているんだという旨は総務省のほうにも回答したところでございますけれども、そのように、クラレンスのほうは厚岸町への強い期待を寄せているということでございます。

ただ、そういった節目の年を祝っていくにしても、ご質問者言われたとおり大変厳しいご時世、厚岸町の財政状況も考えますと、多くの町民の方々に助成をしながらという限りもでございます。それと、日程的にも、どうしても行政が行くとなると、一般町民の方にご案内して一緒に行こうとしても、観光的分野というのはほとんどなくなってしまって、公式的な事件でずっと使ってしまうと。その割には多額な経費もかかってしまうという部分では、やはり多くの方々に負担もかけられないのではないだろうか。それだけ多くの方の枠をとっても、応じてくれる方もそれほどいないんでないだろうか。経費をできるだけ縮小させたいということでの移動のバスの容量等も考えながら、このたび町民一般公募枠については6名ということで設定をさせていただいて、上程をさせていただいているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（中川委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 従来であれば、漁協や農協、村山市なんかもそうなんですけれども、そういう行く者の選考については、商工会とかそういう団体にもお願いしたり、そういう努力をしてきたと思うんですよ。今回6名ということになると、町のなかでは、多少自腹が

多くても、もう少し枠が広げればなという思いの声も聞いております。この辺についてはいかがなんでしょうか。確かにバスの都合も、結果として予約のこともあるので、ある程度、財源のこともあって、絞り込まなければならないという事情もあろうかと存じますけれども、オーストラリアまでと、せっかくの機会であれば夫婦でという方も、仲間でということになると、限られた人数になると、またこれもエリアも狭くなるのかなと、参加してくれる方々がね。そういう意味では、もう少し間口が、せっかく実施されるのであれば、広くてもよかったのではないのかなという気がいたしますが、いかがでしょうか。

●委員長（中川委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 私ども、今回この訪問を計画するに当たりまして、経費の部分については、大まかな形での試算もさせていただいております。それで、参加する経費としましては、人数にもよって、経費は若干、バスの1人当たりの負担分の増減もあるものですから、39万5,000円程度から44万円近くまでかかってしまうことが想定されると。それに対しまして17万円ちょっとの助成をとということで考えておりますので、一般町民の方々が助成を受けても、かなり負担は重くのしかかるのかなというふうな部分もございます。

それと、助成ということで1人当たり17万2,000円、今回そういった形で6名の方々の公募枠をつくっても、このように337万円という大変大きな金額になってございます。そういった状況を考えますと、委員おっしゃるような、そういう意向を持った方々が、どれだけ本当にいるのか、ちょっと実際のところは公募しないとわからないという状況ではございますけれども、厚岸町の財政的な部分も考慮しますと、それを広げるとということも大変厳しいなということで、予算計上の中でいろんな議論をする中で、今回の町民一般枠の負担も考慮しながら、移動バスの容量等も考慮して、6名ということにさせていただいたということでございますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

●委員長（中川委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 わかりました。

厳しいことを言っているようでございますが、私は決して反対をしているわけではないんです。こういうご時世で、やっぱり町を代表して友好を深めていただく、胸を張って行ってきていただきたいし、職員の方にも将来に役立てるような見聞を広めていただきたい。

先ほど教育長が言っていました。やっぱり、実際に交流というものを現地に行って見ていただかなければならない。こういうときだからこそ私は、この事業をしっかりと実施していただきたいと存じます。

●委員長（中川委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 実は、厚岸町のほうでの計画の案はお示しをしたとおりの状況でございます。しかし、相手方のほうについては、今、打診の状態でございます。それで、今後、訪問した際の、いかに有意義にさせるかというのも、向こうとの公式の会談等のテーマの設定だとかいろいろありますので、そういった、質問された委員の意を酌みながら、有意義な訪問になるように計画を詰めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

●委員長（中川委員） 南谷委員、よろしいですか。（南谷委員「はい」と呼ぶ）  
ほかに企画費ありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、続けて参ります。

5項統計調査費、1目統計調査総務費。

3款民生費、1項社会福祉費、2目心身障害者福祉費。

12番。

●室崎委員 この予算書を見ておりますと、民生費のところでは幾つかシステム修正という言葉が出てくるんです。それで、恐らくいろいろなところから聞こえてくる話を総合すると、国のほうがころころ変わって、そのあおりを食って、町としていろいろな部分でそれに従って直さなければならないというようなことで、単に機械の一部を、型を取替えるとか、そういう問題ではなさそうな気がするのですが、まず心身障害者福祉におけるシステム修正委託料というのが出ていますが、この背景と申しますか、何でこういうものが必要になったのか、わかりやすく簡単に説明をしてほしいです。

●委員長（中川委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） この障害者等支援システムというものにつきましては、担当者が日常的に障害福祉サービスの給付管理に、あるいは支給の決定等に使うシステムでございます。

この関係ですけれども、障害者自立支援法の関係、平成22年10月に法改正がされております。これは、平成23年度に一部施行、それから平成24年4月1日施行という段階的な制度改正の法改正であったわけですが、年度末ぎりぎりまで、なかなか4月以降の具体的なことが示されていない状況でした。

それで、本来であれば3月中にやりたかったなというふうに実は思っておりますが、いずれにせよ国から示されたシステム自体の仕様は、こうすべきだという内容が固まらなかったものですから、年度内に着手できなかったということで、4月1日に概ね全てのもので、法改正の最後の施行日となりますので、それに対応を図るべくシステム改修を行おうとする内容でございます。

●委員長（中川委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 遅れたのはわかりました。

それで、具体的に言いますと、どのように変わっていくのかということなんですよ。そんな難しい話はいいですから、ごく簡単でいいですから、かいつまんだところをご説明いただきたい。

●委員長（中川委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 介護保険の業務を例にご説明をさせていただきたいと思えます。

介護保険の介護給付サービスを利用するに当たっては、介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーというものが必ずケアプランを作成しないと、これは本人も作れるわけですが、サービスの利用ができません。今回の法改正により、この4月1日から、3年間の経過措置はあるものの、サービス利用者全員に相談支援員を配置して、支援計画を作って、支給決定を受けなければならないことに法整備がされております。そういった関係で、様式であるだとか、そんなものが大きく変わる内容でございます。

●委員長（中川委員） ほかにありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、進めてまいります。

4目老人福祉費。

6目国民年金費。

12番、室崎委員。

●室崎委員 また同じような質問になるんですが、ここにも国民年金システム修正委託料というのが出てくるんです。これについても、恐らくそういう、似たような背景があるんじゃないかというふうに思われますので、どこがどのように変わっていくのか。それに従って、いわゆるコンピューターだとかそういうもののシステムが変わるんだろうと、それが予算にぼっと顔を出してくるということだと思いますので、その背景について、ごくかいつまんだ簡単な説明をお願いいたします。

●委員長（中川委員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） ご質問にお答えいたします。

国民年金のシステムの修正の内容でございますけれども、保険料免除の申請があった場合の入力方法の変更になります。

内容でございますけれども、所得税法の改正によりまして、高校生の年齢層の部分の

上乘せになっておりました特定扶養控除が廃止となりました。それで、年金の免除申請した場合の所得基準がございまして、これには扶養の家族も影響してまいります。それで、高校生年齢層の特定扶養が廃止になりましたけれども、年金の保険料の免除のほうの基準では、高校生の年齢層は、あくまでもまだ特定扶養としてカウントすることになってございます。それで、ここの部分を改めて特定扶養として入力し直さなければならぬ作業が生じましてのシステム変更となっております。

以上でございます。

●委員長（中川委員） 国民年金ではありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、進めてまいります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費。

12番、室崎委員。

●室崎委員 子ども手当、子どものための手当、児童手当と、何か似たようなものが次から次と出ては消え、出ては消えというような分野なんですけれども、そのたびに、実際の窓口になっている自治体は振り回されているんじゃないかと思うんですけれども。ここでも同じように、またシステムを導入するとか、あるいはシステムを修正するとかという話が出てくるわけなんですけれども、この背景といいますか内容について、簡単にご説明をいただきたいのです。

●委員長（中川委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） まず、前段の子ども手当、子どものための手当という部分につきましては、本年3月までの部分が子ども手当と法律上規定されております。その法律が3月末で切れるという状況でありましたが、4月以降の子ども手当を継続するかどうか、名前を改めるとか、あるいは児童手当に戻すであるとか、そういった議論がされている中で、4月以降の名称が定まっておらず、国のほうから示された、仮称という形で、子どものための手当というのがこの4月からの分というふうに、計上させていただく関係で、このように置かせていただいたということでもあります。

次の、その下の子ども手当、児童手当につきましては、子ども手当につきましては、児童手当も同じなんですけれども、支給期が6月、10月、2月と、それぞれ前月までの4月分となります。つまり、平成24年度の初期支出は6月期なのですが、2、3、4、5月分が新年度予算に計上されております。つまり、2月、3月分が子ども手当であるわけでありまして。児童手当法の一部が改正されて、名称が児童手当というふうに決定したということで、この子ども手当、児童手当という関係を、子供のための手当という部分を決めた児童手当に名称を改めたということでございます。

なお、子どものための手当のシステム導入というんですけれども、これは当初予算に出



ているもので減額をして、次の18ページでは子ども手当・児童手当システムに修正しようという内容でありますけども、まず名前が変わりますので、基本的に申請書自体が、表記の内容が変わります。具体的な金額の内容等は変更ございませんので、主にそういった名称、字句の修正、それから、もう1点は、児童手当の関係につきましては、特別徴収、あるいは普通徴収と言いまして、手当からお支払いが滞っている保育料などを、本人の申し出、あるいは特別徴収により控除することができるということが実は法律で定められております。そういった部分のシステム改修も含まれている内容でございます。

●委員長（中川委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 名前がころころ変わるんだけども中身は変わっておらんというふうに、まずは、概括的には押さえればいいんですね。んだけど、名前が変わることで、結局、申請の文書から何から全部直さなきゃなんないわけで、そこのとこだけきゅきゅっと2本線引いて直すというような簡単なものではなくてなってしまうと。ましてや、それが全部コンピューター化しているとなるといって、システムそのものをいじっていかなくちゃならないので、大変な労力とお金がかかってしまうというふうに押さえておけばよろしいんですね、この分野は。

それから、もう一つは、今、保育料等の滞納があった場合には強制的に、支給する額から控除することができるという話があったのは、これは、子ども手当、子どものための手当、児童手当というふうにころころ名前が変わっていったんですが、この部分も同じだというふうに解釈しておいてよろしいんですね。

●委員長（中川委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 前段の子ども手当、子どものための手当、児童手当につきましては、子ども手当から、実は子供のための手当、実際には支給されませんでしたけども、所得制限が実は設けられた。支給ゼロではなくて5,000円ということですけども、一部に所得制限が設けられたという部分で、子ども手当と子どものための手当で違いがございます。その内容が同じくそのまま児童手当に引き継がれた形になってございます。

それで、控除の関係ですけども、これは子どもの手当のときから法に整備をされていた内容でございます。

●委員長（中川委員） ほか、ここではありませんか。児童福祉総務費です。ありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、進めてまいります。

2目児童措置費。

5款農林水産業費、1項農業費、7目農業施設費。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費。

3番、石澤委員。

●石澤委員 ここにある建設機械整備事業なんですけど、この内訳はどんなものなんですか。さっき出てきたものなんですか。

●委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） ここに計上しております建設機械整備事業の備品購入、車両購入でございますが、先ほどご承認いただいたのは除雪ドーザというもので、このものにつきましてはグレーダーという車両でございます。

このグレーダーにつきましては、平成5年度の建設機械整備費補助金で購入したんですが、18年7カ月たっております。今回、かなりの修繕が必要だということになりまして、今回は有利な防衛の調整交付金を使えるということで、新しく買いかえるという内容でございます。

●委員長（中川委員） 続けてまいります。

2目道路新設改良費。

3項河川費、1目河川総務費。

6項住宅費、2目住宅管理費。

10番、谷口委員。

●谷口委員 町営住宅白浜団地整備事業、何かこれは外壁か何かというような説明をされていたように聞こえたんですけど、実際何をやるのか。どういうことが必要になって、何をやるのか。

それから、町営住宅の梅香団地についても、同じように説明をしていただきたいと。

それから、町営住宅の梅香団地、奔渡団地、非常に入り口の段差がひどくなっているということで、何年か前に段差解消のための工事を行っているわけですけど、去年の地震がその原因なのかどうかわかりませんが、その効果がすっかりなくなったような状態に今はなっているんですけど、原因と、今後どうしようとしているのか、説明をしていただきたいというふうに思います。

●委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） ご質問にお答えいたします。

まず、第1点目の白浜団地の整備でございますが、これにつきましては、平成2年建てと平成4年建ての2階建ての公営住宅の外壁改修ということで、平成21年度にも地域活性化経済危機対策臨時交付金事業で、線路から真龍中学校に入っていった団地の一番手前の団地、2階建てを改修させていただきました。引き続きまして、今回、次の棟、また、それから隣の棟、2棟を外壁改修するという内容でございます。

平成21年度の改修もそうでしたが、やはり地震等補強セラミックブロック造の2階建

てで、右部分から漏水だとかそういったことで、結露も含めまして、そういう対応のために外壁を、さらに、平成21年度にやった状況と同じように外壁改修をして、そういった雨水対策をしようということで、今回2棟の2階建ての部分を外壁改修させていただきたいということで計上させていただきました。

それから、梅香団地の、もう一つの整備事業でございますけども、これにつきましては、梅香団地は、昭和54年建てと昭和56年建ての4階建て2棟ございます。そこに灯油の配管を、その当時、地下タンクを設置しまして、そこから昭和54年建てと昭和56年建ての各棟に灯油の配管で供給しております。毎年、地下タンクの漏洩検査を委託しております。地下タンクの設備の検査を実施したところ、管の腐食がひどくて取替えが必要だという指摘を受けましたので、今回、こういった有利な財源が出てきましたので、特に給油管の改修をするということで計上をさせていただいたという内容でございます。

先ほど奔渡団地、それから梅香団地の段差解消を以前にもしているということで、実は昨年も、私も、うちの管理の施設の公住である状況、外壁の状況だとか、そういった、前にも解消しているけども、さらにそういうことが進行しているというものも毎年点検しております。奔渡も梅香についても、階段式型の公営住宅で、入り口、段差がちょっとひどいので、ステップを以前につけさせていただいたんですが、またさらに、建物は沈まないんですけども、外部の敷地が多少なりとも沈降傾向にあると。そういうことで、また段差ができてきているという現象はつかまえております。

段差がどんどんひどくなっていくと、また利用者にとっては段差がきつくなって大変なことになりますので、時期を見ながらその改修もしていきたいということを考えております。

以上でございます。

●委員長（中川委員） 10番、谷口議員。

●谷口委員 何だかセラミックブロックで、当時は非常にいいという材料を使ってやった団地ですよ。

それで、どういうわけか2階建ての住宅が雨漏りをするという事なんですけれど、原因はきちんとわかったんですか。

それで、平成21年度に工事をやった住宅については、完全にそういうものが解消されたのかどうなのか、それについてお伺いをしたいと。

それから、梅香団地の給油タンクについては、先ほど特老でしたか、そちらでは地下タンクがもうだめなんですよという話だったんですけど、ここはこのタンクを使って、配管だけをやるということが、今のところはまだ、そういうことでいいというふうに考えてよろしいのかどうなのか。

それから、段差解消をせっかくやったんですけど、もうかなりまた広がってしまっていますよね。それで、町営住宅、あの団地は特に高齢者の方が多い団地ですから、やはり、この段差というのは非常に今度、住みづらいことになってくると思うんですけども、それについては、あの構造だったらもうどうしようもないものなのか、やり方を工夫すれば、長持ちというか、そういうことができるような工法があるのかどうなのか、

その辺も含めて検討していただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） まず、梅香の配管でございますけども、タンクについては今のところ問題ないということで、今回配管をやらせていただくということでございます。

それから、段差の解消ですけども、下がるのを見込んで、いわゆる段差を小さくして施工していけば、多少下がってもその維持が長く図れるのかなと思うんですが、実際は、あそこの団地の前は、駐車場、それから通路がすぐそばに、狭まっているために、段差を解消して、そういうステップをたくさん設けるということになると、かなりそちらのほうまで範囲が広がるということでございますけども、その辺のことについても検討して、対応策を考えていきたいなと思います。

それから、平成21年度の2階建てを施工したけども、その後どうなったかということでございますけども、平成21年建ての外壁改修を施工させていただいて、そういったことはなくなっております。

それから、その原因はわかっているのかということでございますけども、平成2年から平成6年まで、ずっとあそこに団地を建設していった時点で、その当時からいろんな問題点がありまして、2階建てになぜ多いんだと、平屋は大丈夫なのにとということでございますけども、結果的に申しますと、1階と2階の間に鉄筋コンクリートの床を打っています。2階から浸入した雨水が2階のコンクリートの床に溜まって、一番弱いところから1階のほうに水が浸透してきてしまったと。それについては、建設当時もずっと改良、改良で加えてやってきておりますけども、1階については、結局、壁からそういう雨水が浸入したのも、そのまま床下までひとりで落ちてしまいますので、受け口が基礎下になってしまいますので、そういった現象は現れていないというのが原因でございます。

ただ、今回、平成21年度に改修した、3年目を迎えるわけですけども、そういったものは解消されてきておりますので、今回ぜひ、さらに2棟を改修させていただきたいということで、今回は計上させていただきました。

よろしく願いいたします。

●委員長（中川委員） 住宅管理費、ほかございませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、進めてまいります。

9款教育費、5項社会教育費、1項、1目社会教育総務費。

9番、南谷委員。

●南谷委員 1目社会教育総務費でお尋ねをさせていただきます。

先ほど6番堀委員のほうから質問がございましたけれども、事業の趣旨、目的につい

ては先ほどの説明で理解をさせていただきました。

聞いておりましたのですけれども、事業主体、道教委からのというお話もありましたし、厚岸町教育委員会がと。どっちなんでしょうか、この事業の主体は。これについて、まずお尋ねをさせていただきたいなと思います。

さらには、事業の内容なんですけれども、先ほど若干伺ったんですけれども、新規の事業でございますから、どのようなことをされるのか、もう少し詳しくお尋ねをさせていただきます。

●委員長（中川委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） まず初めに、事業主体なんですけれども、これはあくまでも道教委になります。

それで、道教委が考えている事業というのが、最終的に全道のフォーラムを考えているようであります。そのフォーラムの中で、町村からの実践報告をしてもらおうということで、厚岸町と壮瞥町が手を挙げたということになります。ですから、あくまでも主体は道ということになります。

それと、内容なんですけども、まず、高校生の防災リーダーの養成を図ろうと。人数的には10名程度と考えていますが、その高校生の防災リーダーを養成して、そして小学校4年生以上の子供たち、小中学生を集めて、10月の町の防災訓練に合わせた2泊3日の、キャンプということになってはいますが、キャンプという誤解されますが、テントではなくて、これは指定避難所で行う事業として我々は今考えております。

その中で、まず、子供たちについては、体験学習としての災害図上訓練だとか講演会、そして、町の防災訓練に合わせて、その訓練に参加するというようなことを考えております。

また、高校生につきましては、防災のリーダーとなるために、防災活動の講義や、これもまた災害の図上訓練をやるというような形で今は考えております。

●委員長（中川委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 そうすると、ただいまの説明ですと、道教委の全道のフォーラムに最終的結果報告をされると、こういう認識でよろしいのでしょうか。

さらには、そうすると、メニューも含めて、ある程度、道の枠の中でこの事業を進められるというふうにとらえたんですけれども、何か、せっかく厚岸町でやられるんですから、いま一つ、教育委員会が事業主体としてやるわけですから、厚岸らしさというんですか、厚岸町との、町の防災訓練の大会に合わせてという参加もというようなニュアンスで説明があったんですけれども、厚岸町の防災訓練事業とのかかわりというんですか、この辺はどんなふうになるのでしょうか。

●委員長（中川委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） この実践報告ということにつきましては、我々が行って、フォーラムの中で実際に報告するということになります。

それと、メニューなんですけども、どうしてもこういう行政が行うもの、先ほどクラレンスの話もありましたけども、どうしても遊びの部分がなくなるんです。何か魅力のあるものと考えたいんですけど、行政がやるというものについては、なかなかそういうものはできない状況ですので、堅苦しいような感じのものになってしまわざるを得ないというふうな形になります。

町の防災訓練とのかかわりにつきましては、これからいろいろと、町のほうともご相談しなきゃいけませんし、自衛隊とかもいろいろとご相談しながら、できることをできるだけ、何とかしてもらえることを、どこまでできるのかということこれから検討させてもらいたいと思います。

●委員長（中川委員） よろしいですか。

12番、室崎委員。

●室崎委員 今、お話を聞いていると、道教委が主体という話なんですけど、そうすると、何で厚岸町の予算になるのでしょうか。教育委員会が行うから、ここに予算として計上されたんじゃないかと思うんです。道教委が行うんだったら、道教委が来てやればいだけでもって、こっちはそれのご接待をすれば、それでよろしいんじゃないかと思うんですが、そのあたりの説明がちょっと腑に落ちないんですが、いかがでしょう。

●委員長（中川委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） 今のお話なんですけども、まず、文科省から道が委託を受けて、この事業を行いますと。その中で、道が行おうとしているいろんなフォーラムとかの中で考えている事業で、一部町村に委託を、またすると。その一部というのがこの防災キャンプ推進事業で、これが厚岸町で実際に行ったことを実践発表で道教委に行っで行おうということなんですけども、我々としましても、こういう事業につきましては、逆に言えば実行委員会組織でやればかえってやりやすいんでしょうけども、基本的には町の予算を通してやってくれということでもありますし、道の主催といいながらも、基本的に、メニュー的に考えることは、我々がやっぱりいろいろと考えて行う事業でありますので、ご理解願いたいと思います。

●委員長（中川委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 そうすると、厚岸町教育委員会は受託者だと。それで、道教委が委託をするんだということですか。

●委員長（中川委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） そのような形になろうかと思います。

●委員長（中川委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 そうすると、こういうふうにしてください、ああいうふうにしてくださいと、細目に至るまで道のほうで決めて、一つ一つの動きについて、手も足もこういうふうにしなさいというふうにされた中でもって言われたとおりのことをやるということなんでしょうか、それとも大枠だけ道教委が決めて、そして、あとは町のほうに任せるから、こういうふうにやってくれというようなものなんでしょうか。

よく国から、前にもあったんだけど、100%補助金というような形でもって出てきて、教育委員会あたりが使うときには、それこそ報告書の書き方まで全部指示されていて、それで、それにお気に召したように書かないと却下になるというようなものにぶつかったこともあります。何だか委員会だかというものに出されたことがあります、びっくりしたことがあるんですが、今回はどういうことなんでしょうか。

●委員長（中川委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） 今お話ありましたとおり、大体の大枠については、道教委はこういうことをされたらいかがですか。これは、例えば講演会だったり、あるいは、防災マスターという方がいらっしゃるんですが、そういう方の災害図上訓練をやったり、そういうことも事業の中に含めたらどうですかということはあるんですけども、それを具体的に展開して、その中にまた我々独自のメニューを何とか入れようというような形で今考えています。

そして、報告につきましても、確かにそういう部分も無きにしも非ずで、私も以前、教育委員会をやったときにそれを経験してしまして、できるだけそういうことのないように、局を通じて、できるだけ町のほうの主体でやらせてもらいたいというふうな要望はしております。

●委員長（中川委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 教育委員会でいろんなことをやりますよね。児童生徒を集めて、昔はお寺でもって座禅の会なんてやったこともあったようです。そういうのと違って、今回は防災なんですよね。それだけに住民の目も非常に注目度が大きいと思います。

それで、小学校4年生以上で50人ということは聞きましたが、具体的に誰が引率して、誰が講演して、誰がどうするのかというような話はまだ決まっていらないんですね。それとも、ある程度は決まっているんですか。何か特別旅費とか普通旅費とかというような旅費までついているところを見ると、札幌あたりからえらい先生が来て講演をします。そういうものももう、道教委のほうからはセットになって、東京あたりでもってお葬式をやるというと、お坊さんまでセットになって葬儀屋が連れてくるというのがありますが、そんな式になっているのかどうか、そのあたりについても、わかる範囲で結構

ですから説明してください。

●委員長（中川委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） この事業の中でそういう先生方を呼ぶ、そして、こういう講師をどうですかという内々の話はございます。そういう方々を想定した予算を組んでおります。そして、実際の折衝はこれからなんですけども、とにかくうちのほうも補正予算が通らなければやっぱり折衝もできませんので、そういう中で、道教委のほうにはそういう先生、例えば東京のほうから、本州のほうから呼びますよ、あるいは札幌の先生を呼びますよ、そういう旅費をとにかくつけておかないと、それが後から、また変わることはありますけども、そういう形で一応事業費を計算させていただいているという状況の中で今は行っています。

●委員長（中川委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 それで、前にこの話は出ているかもしれないんで、私もちょっと、聞き漏らしているところもありますが、大体、実行するのはいつごろなんですか。

●委員長（中川委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） 高校生の防災リーダーの養成につきましては、8月の夏休みか9月、ちょっとこれは高校のほうとの、まだ協議が終わっていませんので、そのころになろうかと思えます。

それと、実際に2泊3日の防災キャンプにつきましては、10月の町の防災訓練、日にはまだはっきりしていないと思えますけども、それに合わせて行おうと考えております。

●委員長（中川委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 まだ少し時間ありますよね。それで、ある程度具体的に詰まったら、またその情報は議会のほうにも流していただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

●委員長（中川委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） そのようにさせていただきます。

●委員長（中川委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（な し）



●委員長（中川委員） なければ、歳出を終わります。

4 ページにお戻りください。

第2条の債務負担行為の補正でございます。

ございませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） 次に、5 ページをお開きください。

3条の地方債の補正でございます。

ありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） それでは、総体的にありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（中川委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（中川委員） 次に、議案第52号 厚岸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

1条の歳入歳出の補正。

3 ページ、事項別明細書をお開きください。

4 ページの歳入から進めてまいります。

8 款、1 項、1 目繰越金。

（な し）

●委員長（中川委員） 歳入を終わり、歳出に入ります。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、1 目第1号被保険者介護保険料還付金。

ありませんか。

(な し)

- 委員長（中川委員） 歳出を終わります。

次に、総体的にございませぬか。

12番。

- 室崎委員 多少大げさな言い方をして悪いんですが、介護保険制度そのものの根幹を揺るがしかねないような話を耳にするわけですね。それは、認定の問題に突き詰めていけばなるんだろうとは思いますが、恐らく保険者のほうには耳には入ってこないと思うんです。ただ、事業者や、あるいは被保険者、利用者といいますか、のほうからつぶやきが聞こえてまいります。症状は全く変わらないのに、認定が半年おきか何かにありますよね、一定期間後に。そのときに段階が下がると。それで、今まで受けていたサービスが受けられなくなる、そういう声が一再ならず耳にするんですよ。

ある会議では、私、そういう話をしたことがあるんですが、保険者である町の担当者のほうは、そのようなことはないと言い切っているわけで、そうすると、これはごく一部の不満なのかなと思っていたんですが、どうも、事業者の方にも腹を割って話をしてみると、立場上言えないけれどもという前置きがつきまして、ですから私、ここでもって具体的な、どういう状況でどう聞いたかという特定できるような話は一切しませんけれども、そういうような意味の話を聞きます。

利用者にはもちろんそれだけじゃないですよ。60分が45分枠になってしまったことによって、非常にサービスが低下せざるを得ない状況が今出ていますからね。要するに、国のほうが一歩退くと、その分だけ町のほうの荷物が重くなるというのは、介護保険も、それから国民健康保険も、そういう意味では同じ構図を持っていますよね。それはわかるんですけども、どうも何か、そういうような声が聞こえるんですけども、この点についてはいかががお考えでしょうか。

それで、もう一つ、時間もないから全部一遍に言っちゃいますけれども、その要因の一つではないかと私が思うのは、認知症の利用者の問題がそれに大きな影を落としてるんじゃないかと思うんです。

私の知り合いの、もうおばさんではなくておばあさんになってしまったと思うんですが、人が行っているときはしゃきっとしているわけですね。本当にしゃきっとしている。ところが、私みたいに、もう本当に私が子供のときから、何ちゃんなんて呼ばれるような仲でいるときには素顔が見えるんです。そうすると、ああ、衰えたなど、ああ、霞がかかってきたなどという気がして、そういうことを家族の方に、なぐさめともなくつい口にしてしまうんです。そうすると、ああ、わかるかいと言われるんです。

要するに、私がちらっと垣間見たところでない普段と、それから、例えばケアマネのような人が来て会っているとき、あるいはヘルパーさんが来ている間、しゃきっとしているわけですね。それで、身体の動静も非常に機敏なんです。そういう人がいなくなっちゃうと、普段のときに戻ると、ねじが全部緩んでくるというような、非常に判定の難しい状況というものは、これは認知症の気のある人には必ず出てくる問題だと思うんです。そのあたりをきちんと酌み取っていかないと、今のような話はどこまで行っても消えな

と思うんです。そしてそのことは、介護保険制度そのものの信頼度というものに影を落としていく。これは保険者にとって一番つらいことだと思うんですが、そのようなことを私自身も体験していますので、その点についてのお考えをお聞きしたいわけでございます。

●委員長（中川委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 1点目の介護認定についての、症状が変わらない状況であるのに介護度の判定がちょっと変わってきたとか、そういうことをお耳にするということでもあります。

これについては、介護認定調査につきましては、調査員が自宅を訪問し、あるいは病院を訪問し、状況を確認する手段でございます。

厚岸町としては、介護給付費の適正化という、あるいは北海道等のほうの方針といいますか、過去には事業者に委託をしていたということがございます。いろんな事業者がございますので、それぞれ調査員の方もたくさんいらっしゃるということなんですけども、それは、要は介護給付費の適正化ということで、基本的には町職員がやりなさいというふうに法体系ではなっております。

こんなことから、数年前から、認定調査についてはすべて厚岸町の職員が実施しているということで、ちょっと今、何年からというのはあれなんですけど、数年前から変わっているのがまず1点でございます。

そして、認知症のある方、あるいは疑いのある方というのは、調査員は、まず主治医の意見書を見ない状態で調査することになりますので、新規の場合はです。更新の場合は過去の情報は知っているんですけども、その調査員が家庭訪問したときに、たまたま様子がいい状態で、聞き取りだとか調査をすると、委員おっしゃるとおり、適正な調査なのかという部分では、今の調査方式自体に、やはり、幾ら調査員であっても、別な方がじゃ調査するとどうなのかという疑問は、私もやっぱりないとは言えないんだと思います。

調査員が持ってきた認定調査を詳しく今度はコンピューターに入れるんですが、そのコンピューターで1次判定をし、それを厚岸と、それから浜中、2カ所で認定審査していますので、それを審査いただく際には、主治医意見書も入れて、内容も入れて審査されます。主治医の意見書をなぜ入れるかという、認知症老人の日常生活自立度という、長谷川式というきちっとした正式な認知症の度合いをはかる検査なんですけども、これが認知症の場合必ず記載されております。

そんなことで、調査員も高齢者の日常生活実像と、それから認知症老人の日常生活労働、それぞれ判定するのですけれども、それは、機械的には判定されないで、ドクターの判定結果が反映されることになっております。だから、そこで認定調査とドクターの食い違い、これについては、できるだけ審査会の中で、エラーというんでしょうか、整合性がない。ドクターはこういう判定なのに、日常生活では例えば何の問題もないような記載がされているということは、チェックを実はされて、その結果判定が下るということなんですけども、その過程で、そういう矛盾といいますか、整合性がちょっと欠け

るものについて、機械的ではなくて、その審査の段階でもし見逃すようなことが頻繁にあれば、まずいということで、審査会にかける前に、コンピューター判定されたものを担当職員が見ます。そして、整合性を図って出します。

そんなことで、審査会にかけて判定している現状なものですから、どの時点でそういったことが、事業者のほうから、もし疑念だとすれば、ちょっと大変なことでありますので、前回の議会、3月だと思います。今と同様なことをお聞きされて、私は、認定方法も変更になっていないし、特にそういう、介護度が下がったとか、そういうふうに頻繁にはいないということをお答えさせていただいておりましたけども、まだそういう疑念については、毎月、包括支援センターの定例会というのがございますので、意見交換もしているのかなというふうに思い、それが解決するかどうかは別として、どういった疑念があるのか、改善すべき方法等がもしあるのであれば、そんなこともやはり検討し、皆さんにお知らせしていかなければ、このことについてはいつまでも残ってしまうのかなというふうに感じたところでございます。

●委員長（中川委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 余りくどく言う必要もないと思いますし、担当者はそういう問題を含めて的確に、問題点というものは知っているんだろうというふうに思います。その上で、町村でどれだけシステムをいじれるかと、あるいは補足できるかというような部分については、やはり、非常にフリーハンドの部分は少ないとは思いますが、その中でできることがないかということは考えていただきたいわけなんです。

それから、先般、生活保護の話も出ておりましたけれども、国の言う適正化というのが、どういう目で今住民に見られているかということ、結局、適正化の名のもとに締め上げてくるというふうに受け取られていることは事実なんです。ですから、適正化ということを使うたびに、ああ、なるほど、そういうわけで要するに介護度を下げてくるんだなというふうに、短絡的に担当者は思われるかもしれないけれども、私あたりがそういう利用者と話をしていると、そういうふうに思っていくのも無理ないだろうなというようなことは、テレビでも新聞でも出てくるし、自分の周りでもそう思えば思えるものはたくさんあるわけです。そういう中でやっていかなきゃなんないわけですから、やはり十分な納得を得られるような、こういうふうにしてやっているんだという説明を含めて、それから、こういうふうにとりやう方そのものについての検証も、ぜひ進めていただきたいと、そのように思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（中川委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 前段の町でできることにつきましては、やはり考えていかなければならないなというふうに思います。

適正化については、適正化により介護給付費の適正化を図ることだけを聞くと、介護度も、適正に判断すると、その結果下がってしまうと、そういうふうに聞こえてしまう部分があるというようなご質問かなと思います。それも、やはりまずいのかなと。

決して適正化のために介護度を下げているということではございませんので、町の考え方、あるいは町民のサービスを利用される方が、自分の介護度について十分に納得いただけるように、その手だて等、どのようにお伝えするかも含めて検討してまいりたいと思います。

- 委員長（中川委員） ほかにありませんか、総体的に。

（な し）

- 委員長（中川委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（中川委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、各会計補正予算審査特別委員会に付託された補正予算2件は終了いたしました。

よって、平成24年度各会計補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後6時02分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成24年6月19日

平成24年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長